

船橋市都市計画下水道事業受益者負担金の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和54年12月25日船橋市条例第45号。以下、「条例」という。)第9条(負担金の減免)第2項第6号に基づき、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和54年12月25日船橋市規則第69号。以下「規則」という。)第10条(減免の申請等)第3項に定める別表第2(負担金減免基準)各項の「市長の認める割合」及び6の項の「鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に基づく施設の用地」(以下、「鉄道事業用地」という。)について、基準を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 規則別表第2各項に定める減免割合で「市長の認める割合」については次の各号に定めるとおりとする。なお、規則別表第2 5の項における物件とは建物と下水道施設を指し、それぞれの減免基準は下記によるものとする。

- (1) 規則別表第2 4の項において、公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の内、生活保護法(昭和25年法律第144号)(外国籍の場合は、「生活保護法」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく措置」)に読み替える。)に規定する扶助を受けている者の減免率は100%とし、これに準ずる生活困窮者の減免率は、実情に応じて定めるものとする。
- (2) 規則別表第2 5の項において、事業のための土地、物件のうち建物を寄附した受益者の減免額は、寄附した土地又は建物の固定資産税評価額相当額とする。
- (3) 規則別表第2 5の項において、事業のための金銭を提供した受益者の減免額は、提供した金銭相当額とする。
- (4) 規則別表第2 5の項において、事業のための物件のうち既設下水道施設を市に寄附した受益者の減免率は、市がその施設を公共下水道事業で活用(再利用)したときの、当該区域内(区域内とは賦課対象区域のうち下水道施設の寄附を受けた区域を指す)活用物件新設換算工事費から同区域内に係る補修等に要する工事費相当額を差し引いた工事費を公共汚水ます設置を含む区域内整備換算全体工事費で除した率とし、活用物件が市補助金等を受けたものである場合には、活用物件を新設する際に要した費用の地元負担割合を算出し、減免率に乗ずるものとする。
- (5) 規則別表第2 5の項において、事業のための物件のうち新設下水道施設を市に寄附した受益者の減免額は、市がその施設を公共下水道事業で活用したときの、活用物件を施工する際に要した費用の範囲内とする。
- (6) 規則別表第2 6の項において、急傾斜地等のため宅地化が不可能又は著しく困難な土地については、減免率100%とする。

(7) 賦課対象区域内の土地が分流式区域でかつ公共下水道事業として雨水又は汚水のいずれか一方が整備された排水区域内に存するときは、規則別表第2-6の項の、その他実情に応じ特に減免する必要があると認められる土地における市長の認める割合として、減免率を50%とする。ただし、市街化調整区域内に存する土地については、条例第5条第1項第2号の額より80円を減じた額を減免の対象とする。

2 規則別表第2-6の項において、鉄道事業用地のうち、長い期間にわたって宅地化の見込みがないと考える用地を減免の対象とする。

なお、該当する施設のうち踏切以外の減免率は30%とする。

(その他)

第3条 規則別表第2の各項中「市長の認める割合」で前条に定めのないものは、市長が認める割合とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。